

第2回 稲沢市水道料金等審議会 議事録

日時 令和8年3月18日(水)
午前9時30分～11時40分
場所 稲沢市上下水道庁舎2階会議室

出席委員 後藤 尚久、平山 修久、小池 玉置、小澤 康彦、高木 央、春日 義幸、
大崎 多恵子、澄川 隆昭、横井 彰夫 (順不同)

欠席委員 なし

事務局 上下水道部長 村田 剛
水道業務課
課長 伊藤直美
主幹 原健夫、椎谷拓也
主事 鷲尾沙奈
水道工務課
課長 山田忠司
下水道課
次長兼課長 吉田幸宏
主幹 長崎義貴、堀田直之
主査 大橋良平、杉本健太

傍聴人 4名

1 開会

2 協議事項

- (1) 水道料金の改定率について
・別添資料1にて事務局より説明。

●質疑応答について

〈委員〉

今回、平均改定率を決めてしまうということによろしいですか。平均改定率を決めて、次回にその平均改定率をもとに個別の設定をして、最終的に料金を決定する。

〈事務局〉

はい。この審議会で、これが適正ではないかという回答を平均改定率でいただきまして、その案、率が決まりましたら、次回、その率をもとに、料金表をいくつかご用意させていた

できます。どの段階でどれぐらいの金額を設定するのかという審議をさせていただくという流れになります。

〈委員〉

ありがとうございます。

今日は、平均改定率ですので、基本料金とか従量分とか、その辺も含めた細かい改定は、次回に決定します。その決定のための、基礎となる平均改定率を、今日議論、審議していただいで決めたいということです。基本的には事務局側としては、案4ですね。

〈事務局〉

そうですね。経営戦略の中では22%はないと赤字が発生してきてしまうと出ていますが、20%超えるとやはり高いという印象をもたれることが多いので、段階を踏んでみたらという案3、案4をご用意して、案4が妥当で、負担も少ないかなという経営戦略でお示した案となります。

〈委員〉

はい、ありがとうございます。

〈委員〉

これも先程の話になるかも分かりませんが、まず一つは、料金に関しては議決案件になりますか。

〈事務局〉

はい、そうですね。料金表が、給水条例の中にありまして、その給水条例を議会に提案しまして、そこで、議決が得られると改定という形になります。

〈委員〉

そうなのですか。

〈事務局〉

はい。この審議会は、それに向けて、検討していただくものです。

〈委員〉

一般的に、住民に関する重要なことだと、いわゆる住民説明会とか、あるいは、水道のかわら版に載せるとかいうのはどちらが前後しますか。

〈事務局〉

かわら版に載せるというような決まったことは、確実に議決を得てからになりますが、スケジュールとしましては、議会に提案する前に、パブリックコメントはしようという流れになっております。

〈委員〉

令和6年だったか、市民の声というのが、いわゆる分母2,000人ぐらいでやられたのですよね。その中で、80%ぐらいがいわゆる安定供給にいいというような反応、回答が得られていますけども、これに関してはいわゆる将来、その当時の水道料金の値上げに関しては全くクエスチョンしてないですよね。先ほどおっしゃったように、いわゆるパブリックコメ

ントとか、それを先にやられるということならば、それはそれでいいですけども。

ただ、今日説明いただいたことは非常に難しい。単純に、住民としては改定率よりも、今の自分の家庭でどれだけ負担が多くなるかということですよ。口径 13 ミリには 80%ぐらいの家庭が含まれている。20 ミリ、それ以上あるか分かりませんが、企業は、いわゆる特別加算などはありますか。

〈事務局〉

いえ、一般家庭と企業で特別な計算の違いはありません。同じ料金表です。

〈委員〉

いわゆる口径に基づいて基本料金が決まるみたいな感じですか。

〈事務局〉

そうですね。

〈委員〉

案 3 と案 4 では、これは、資産維持費は 0 で計算しているのですか。

〈事務局〉

そうですね。

〈委員〉

0。案 2 の表で。

〈事務局〉

案 1 と案 2 がその表で求める出し方で、それは期間が 5 年間になっておりまして、上段の数字は基本的には経営戦略と同じ収支見通し、実際にこちらが見込んでいる数字ですが、資産維持費はあくまで我々が今持っている資産にかけただけの数字ですので、その出し方で 3% と 0 でいったん 2 つ出させていただいています。

案 3 と案 4 は経営戦略の中で 5 年間ではなくて 10 年間、10 年間で我々がしようとしている更新計画ですね。それを満たすために必要な水道の収入はいくらという出し方をしておりますので、基本となる期間だとか、あと将来必要なお金の出し方というのが実際に見込んだ数字なのか、資産に率をかけた数字なのか等、出し方がそもそも違う形になります。

〈委員〉

案 3 と案 4 については、経営戦略に基づいて計算されているものということですか。

〈事務局〉

はい、そうです。

〈委員〉

わかりました。

〈委員〉

11 ページにある資産維持費が 0% ということは、つまりどういう意味になるのでしょうか。

〈事務局〉

資産維持費、先ほどの説明でも少し述べましたが、上のところに減価償却費という項目もあると思います。減価償却費というのは、過去実際に行った工事をその後耐用年数で分割していますので、実際かかった工事費を何年間かで回収するお金、それをまず確保している。ただ過去にやった工事と同じ状況での工事というのはなかなかできないことが多く、まず物価も上がっていますし、先ほど言ったように工事の環境も変わりますので、過去と同じ金額ではできない、その上振れ部分を乗せているのが資産維持費になりますね。

〈委員〉

そうすると今みたいに物価も人件費もこんなに上がっている状態だけど、そこはもう過去と同じだとみなして出しているということでしょうか。

〈事務局〉

案 3、案 4、経営戦略の方は、この 10 年間にかかる工事費は過去よりも多くみており、資産維持費のように上振れしている部分も乗せて 10 年間の計画を立てております。よって、実際には過去のやった工事費よりも、物価上昇だとか、実際にどれぐらい工事にかかるのか現実に近い数字で 10 年間の計画を立てておりますので、上振れ分も入っております。

〈委員〉

ありがとうございます。

〈委員〉

少し教えてください。1 ページの前のところで 10 年間の資金の増加ということですが、10 年間だと必要な資金は、この上の支出のそれぞれの 119 億円と 26 億円と 140 億円の合計の 285 億円だと思いますけど、それに対してこの水道料金、現行の料金体系だと 10 年間で、221 億円の収入ということだと思います。それを単純に考えると、残り約 54 億円足りないということだと思います。そのうちの 34 億円は企業債、要は将来世代に負担をお願いするという形だと思いますが、単純に 285 億円と 221 億円の割合を考えると 1.28 ぐらいなので、現行の料金収入だけでいくと、28%改定しないと、10 年間で考えると必要な 285 億円が料金収入できないということだと思います。それでいくと、案 2 は大体それと同じような割合なので、多分そういう考え方で出したものが案 2 なのかなという気が少ししています。その場合だと 10 年間で企業債 0 でもいいわけですよ。

〈事務局〉

そうですね。

〈委員〉

そこを稲沢市として、今回、確保しないといけない不足分の約 50 億円をどの程度将来世代に回さざるをえないのかといったところで、このパーセンテージというか、どれだけの料金改定率にするのかというところが少し変わってきそうな気はするのですが、1 ページ目の 34 億円というところは、もう確定という形がいいのか、それを前提に議論をするのか、そこを教えていただきたいです。

〈事務局〉

はい、そうですね。この経営戦略を立てるに当たって、10年間、先ほど指標の4つ目に企業債残高対給水収益比率ということで、企業債を借りればお金は確かに入りますので、その方法もありますが、結局、将来的に負担を先延ばしにすることになりますので、企業債の割合は230%にとどめたいと。管路ですと、割と平均的に毎年どれぐらい（維持管理費が必要）という金額に大きな増減がないですけれども、配水地だとか施設については、例えば施設の更新の時期等により、数年間でどんと経費が上がる時がありますので、それを全てその料金で、最終的には料金収入になるのですが、一時的に負担をしないようにということで、高くても300%程度までは借りる形でもいいと見込んでおきまして、それで計算した34億円程度がこの10年間だと大きな更新もあるので妥当かなと考えております。

ただ、結局それも将来の料金収入で払っていく形になりますので、料金収入だけでやっていくのが一番、利子も発生しませんし、いいとは思っておりますが、更新の多い時期にお客様の負担を多くするという事より、（負担を）均等にしたいということで、企業債も活用しております。

〈委員〉

例えば、案3と案4の場合、令和16年までグラフがあるので、5年でもないし10年でもないですけど、例えば5年というスパンで考えると、5年間で必要な140億円のうち110億円の料金収入のところを15%、7%という形で改定していくという話になるので、当然企業債はある程度発行するという形になりますよね。

〈事務局〉

この10年間では、発行する予定にしております。

〈委員〉

はい、分かりました。ありがとうございます。

〈委員〉

企業債は、10年間で34億円になっていますが、別に毎年3億円ずつ発行するわけではなくて、多くの場合、ある年度に固まって発行することが多いですね。その時はお金が足りないんで企業債を発行するけれど、ほかは0.0の年があるかどうか分かりませんが。

〈事務局〉

平成22年頃から耐震化をずっと進めておりますので、徐々に企業債の発行額は増えていております。大きな耐震化だとか、大きな設備投資、更新の時期がない時には、借りなくていい年もあるかとは思っております。

水道管路であれば、その整備とか、更新をする延長距離を調整することによって、いわゆる平準化することは、比較的容易ですが、例えば浄水場の、特に電気設備などの定時更新時期になりますと、急に設備の、電気機器のパネルの全部を変えることになりますので、基本的にその時にどうしても投資が集中します。そうすると、その年度は支出が増えることがありますので、それをならすために、企業債も活用させていただいているという状況でございます。

〈委員〉

案1は、全国の水道事業者が参考にしているガイドラインに沿ってだと思いますが、61%という数字が出てきているわけで、現実的でないという結論ですが、もし例えば日本水道協会の示しているガイドラインどおり、資産維持費を3%で考えた場合には、料金収入がそれだけ確保できるということなので、稲沢市の耐震化とかそういったものがより進むという、そういう理解でいいですか。

〈事務局〉

はい、もちろんその通りです。今、我々は、大きい設備の定期更新以外ですと、老朽管更新を80年から100年のめどでやっていこうとしておりますので、資金的にはそれが早く進むことができる、という形になっていますね。

〈委員〉

だから、要は、稲沢市の10年後の水道の施設はこうありたいというのが、施設整備計画の中であると思いますが、それと例えば災害時を考えた時に施設がどうあるべきか、というところと、それを実現するためにお金として足りない部分をどうやって市民の皆さんに支えていただくのかというところ、そのような考え方で、例えば今回だと2回に分けて、15%（アップ）と7%（アップ）という案でやると、こういう形になりますという、何かそんな形の説明がしっかりできるようにしていただくといいのではないかなという気はします。もちろん、数字でしっかり計算していくというところだと思いますが、先ほど最初に委員がおっしゃられたように、これだけ見せられても多分皆さんよく分からないと思うので、実際にどういう姿にしたいので、これだけのお金が要るとか、現行料金だとこういう状況でこれだけ足りないの、というような形での整理も、例えば案3だったら、案4だったらどうなる、そういうストーリーで見てみるとどうなる、そんな形の説明もしていただきたいです。

〈事務局〉

例えば、案1がそのままできれば、10年後にはこういうようなところまで耐震化が進められますとか、ただそれはちょっと厳しいので、案3、4だとこれぐらいになりますとか、こういった形になるのかというのを市民の方に説明できるようにというところでよろしかったですか。

〈委員〉

要は、施設整備計画とちゃんとリンクさせた形で、視点を置いていただくといいのではないかなとは思いますが。

〈事務局〉

はい。ありがとうございます。

〈委員〉

確かに案1でいけば毎年10億円ぐらい黒字になるので、10年間で100億円ぐらいのお金になりますから、かなりいろんな設備の更新とか管路の更新とか可能だと思うのですが、多分事務方としては、そこまではさすがに議会も通らないだろうというようなところまで

考えられているのではないかと思います。先生がおっしゃられたように、ビジョンがちゃんと分かるようにしていただいた方が、パブリックコメントの時も、難しすぎて分からないというような意見が来ても意味がないので、ちょっと想像できるような形で、イメージできるような形で出していただければと思います。

で、平均改定率を決めないと次回に進めないことになりますので、基本、説明の仕方は別として案3か案4ということで、事務方としては案4でということですよ。

案4は15%と7%になっていますが、その他は例えば10%、10%にするとか、10%、10%で済まないですか。

〈事務局〉

最初の上げ幅を落としますと、赤字になるタイミングが途中出てしまいますので、一段階で15%が欲しいかなと。最初から20%に上げられると、本当に我々としては動きやすくはあります。

〈委員〉

最初が低いと、2年後か3年後かに赤字になる。16ページからいくと、そんなことが分かります。15%が最低ライン。まあ最初にあげるとして最低ラインという形ですね。

〈委員〉

案4ですけれど、1回で22%というのは、案3の場合には、市民生活への影響が大きいだろうかなということで、2回に分けてということだと思います。令和9年に15%で、令和14年にさらにそれに対して7%ということは、1.15掛ける1.07なので、まあ1.23ぐらいになると思いますけど。例えば、これ、今回だけで料金改定が終わりではなくて、常に経営状況を見つつ、しっかりと議論していかないといけないですし、将来20年先とか考えると、やっぱりもう1回また何回かは料金は考えないといけないとは思いますが。令和16年以降は、例えば案3と案4だと、案4の方が1%ぐらい改定率自体は高くなりますよね。そう考えた場合に、その次の料金を考える時の時期の違いっていうのは出てくるのですか。

〈事務局〉

出てこないです。

〈委員〉

ほぼ同じということですね。

〈事務局〉

変わらないと思っています。令和9年、14年ということでお示しさせていただいていました、この金額ですと、経営戦略の期間中は大丈夫というのは得ておりますが、これから多分また新しい、例えば今、愛知県の県営水道の方も経営戦略を出して、今パブリックコメントをやっている途中ですが、そこでまた次の改定が必要と思われるというようなところまで出されていますので、そういったことが出れば、またそれ以外のことも含めて、今後恐らく定期的に審議し、料金改定をしていく必要があるというように、今のところ予測しています。

〈委員〉

もう一点いいですか。使用者の皆さんからすると、例えば案 4 にした場合に、2 回目は 7%で決まりなのか、あるいはまだ 1 回目（とは切りはなし）、令和 14 年のときにはまた経営状況とかをしっかりと確認をして、現状だと 1 回目 15%で、2 回目は確定じゃなくて参考とする、参考というか、その辺りは、どういうふうに理解すればいいですか。

〈事務局〉

そうですね、確定ではないです。今回 15%と 7%ということで答申を予定しますが、実際に料金表としては 15%だけの改定の、議会に対して出すことになります。7%というのはあくまで、そこには載せませんので、また次に審議するとき、この 7%のままで大丈夫です、もしくは違う不確定要素が入ってきましたので、また審議をして、7%の予定でしたが、やはり今度も 15%要りますとか、そういう可能性もありますので、今回出すにあたっては 7%というのは参考値と言いますか、その予定というレベルで考えています。

〈委員〉

委員の皆さんに分かりやすく言うと、議長の意向もあると思いますが、答申の中で、15%か 22%でその数字を示して、で、15%の場合には附帯意見という形で、次回は令和 14 年に 7%程度の料金の改定が必要であるとか、そんな附帯意見をつけてという、そういう理解でよろしいですか。

〈事務局〉

そのように想定しております。

〈委員〉

ただ、これ令和 14 年ですが、この料金改定については、期限（の目安や）、今後 5 年間は、などつけますか。

〈事務局〉

（次の期限は）つけません。

〈委員〉

つけません。とにかく、来年度からですか（1 回目の改定）。

〈事務局〉

はい。令和 9 年度です。

〈委員〉

再来年度ですね。

〈事務局〉

令和 9 年度の料金改定は、これでという形で出させていただきます。

〈委員〉

そうすると、今後も料金改定については審議を続けていきますということですね。

〈事務局〉

そうですね。

〈委員〉

はい、分かりました。

ということなので、先生がおっしゃられているように、令和 14 年度の改定の 7%は確定ではなくて、参考までということですから、基本、ここで審議して決めるのは 15%か 22%かということになると思います。ただ、15%の場合は少なくとも、もう少し早めに多分改定、が来るでしょうという意味合いです。22%でしたら、まあ 22%でも改定あるかもしれませんが、当面は、予定はしないことになるかもしれません。突発的な何かが起こらない限り、ないと思いますという形だと思います。

ただ、14 ページ見ていただくと分かるように、22%にしても、だんだん黒字部も減っていくので、22%でも何年か後にはまたあるかもしれません。で、15%の場合は、ひょっとしたらまた次も 15%ぐらいになるかも、というような感じになるかもしれません。というようなことで、事務局としては（1回目は）15%でいきたいという提案だと思います。その辺どうですかね、皆さん。お金の話ばかりになってしまいますが、1,120 円上がるか、当面 760 円上がるかということになると思うのですが。次回、この案 3、案 4、両方でもらうってわけにはいきませんか。

〈事務局〉

その方が分かりやすいのかもしれないので、その方法で、準備させていただきます。

〈委員〉

皆さんそれでよろしいですか。最終的な決定は次回ということで、今日は、22%と 15%プラス、7%も含めた部分について個別の料金表を作ってください、提示していただくということにしたいと思います、よろしいですか。

（反対意見なし）

はい、ありがとうございます。

〈委員〉

料金回収率のところの全てにわたっての表について、稲沢の人口ビジョンでいくと 2040 年ぐらいには 13 万人が 11 万人台になるということになっていますが、その減少も含んだ回収率のデータですか。

〈事務局〉

人口ビジョン 3 通り出されているかということですかね。去年、一昨年ぐらいに人口問題研究所も追加されていますので、それとリンクするのがやはり一番低い、一番顕著な減少の数字を使っております。

〈委員〉

ということで、この表を見ていらっしゃるのですね。分かりました。ありがとうございます。

〈委員〉

黒字が減っていくのは人口減少分だと思いますが、料金を上げてもなんで減っているの？と思われるかもしれません。これは人口減少分で収入が減っていくからです。

〈委員〉

稲沢市の場合、市街化区域って狭いですよね。他から、人が来ていただくと考えると、なかなか難しい地域ですよね。

〈事務局〉

そうですね。家を建てて、新しく住まれるには、制限があるエリアが多いという状況になっています。そちらにつきましても、今は、主にまちづくり部とか建設部の方が中心になりますが、なんとか人が定住できるような方法をいろいろ模索しております。なかなか難しいというようには聞いていますが、今後、そちらについては推進してまいりますので、（方向性が定まれば）結果を申し上げたいと思います。

〈委員〉

稲沢広いですけども、実際家が建つ、住めるところが（少ないので）、あと大きな企業に来ていただくとか。

〈事務局〉

水に関して言えば、企業さんが来ていただくと、安心できる材料が増えるのですが、それだけでなく、その企業さんが来られた折には、そこの社員さんも定住できるエリアもあれば望ましいところですが、そちらについて、頑張っていくところでございます。

〈委員〉

ありがとうございます。

(2) 下水道事業の料金体系の考え方について

・別添資料2にて事務局より説明。

●質疑応答について

〈委員〉

下水道事業の場合は、水道事業よりもちょっと複雑になりますね。異なった料金体系が4パターンあって、それを統一化していきたいということが一つあります。それに加えて、使用料単価 141 円（公共）と 124 円（農集）それを 150 円にしたいということ。この使用料単価 150 円を目指したいというのは、前回にもお話がありました。

話があっちこちに行くともとまらなくなるので、まず、150 円を目指すというのは、基準外繰入金が多いので、これを減らしたい。通常は、一般会計の予算は一般会計のものに使うというのが適正ですが、下水道事業の方に一般会計からお金が繰入れられていますので、使用料単価の 150 円が適正かどうかはちょっと分かりませんが、とにかく基準外繰入金は減らしていく。減らさないといけないという方向性は正しいというか、間違っていないと思います。150 円は国が定めている適正な使用料単価ということですので、それに合わせてい

きたいというお話だと思しますので、この点につきまして何かご意見ありますか。

〈委員〉

1 m³当たり 150 円が国が定める基準ということですけど、県内で今資料 P8 の表を見ますと、愛知県内では基本的にほとんどの自治体は 150 円を目指している、ということですか。

〈事務局〉

新しく改定しようとしている自治体の大半は、150 円を目指していると思います。

〈委員〉

稲沢市がレアなケースではないという解釈で大丈夫ですか。

〈事務局〉

はい。

〈委員〉

どこの自治体さんも料金改定の際に、基準外繰入金というのを入れていますので、それを減らしていくという方向で進んでいるのは間違いありません。

もう一つありますが、4 つある料金体系を一つにしたいということ。それに伴って、基本料金に含まれている。0 から 10 m³までのところを、ちゃんと料金表を作りましょうと、その代わりに、基本料金は下げられるかもしれないということですね。

基本料金が下がらないパターンや統一が図れない場合もあるかもしれません。それと、この案に合わせていくと、農業集落排水の平和地区の大口事業者がものすごく高くなると。月に 15 万とか 5 万とか少なくともです。非常に大きく上がるので、ここをどういうふうに対応しましょうかということになると思います。

平和地区の高くなるところは下げるんでしょうか？

〈事務局〉

前回のおさらいで話させていただいており、元々料金体系が 4 パターンということで、これらはそれぞれの成り立ちで価格設定がされています。全体的に見ると、農業集落排水は比較的安めの料金設定になっていました。

そのために、今回の試算では、一般家庭の方はそこまで極端な負担増にはなっていませんが、平和の農業集落排水事業の病院系の大口事業者の方で、そんなに件数はないんですが、その数社の方だけが、どうしても大きな影響を受けそうです。

ただ私どもとしては、前回は話させていただいた中でいくと、稲沢市だけで、処理場を持つというのはなかなか負担が大きくなっていますので、今のところは、農業集落排水、コミュニティプラントも含めて、6 施設（11 施設中）、その後も残りの 5 施設も順番に公共下水道に入れていきたいと思っています。

編入の際にはどちらにしても金額は統一する必要があります。今まで農業集落排水の一般の方は公共下水道と比べると割と安めだったんですが、汚水処理にかかる費用というのは、ほぼ公平というか一律なので、この機に同じタイミングで金額を合わせさせていただきます。

統一を図りたいというのが一番の思いです。

説明の中でもさせていただいたんですが、その際に大口事業者の部分があまりにも影響が大きく、全体で一律で数パーセントという上げ方をするとそこが非常に大きい影響を受けますので、従量制で設定している、単価の一番高い部分は、元々稲沢市の単価設定がかなり高いので、据え置き、もしくはもう一個階段を付けると、その影響が多少緩和できるのかなとは思っています。大口事業者さんだけを安くするというのは一般家庭の方にとって理解が得られにくいので、明らかに安くするというよりは、その部分の単価をなるべく据え置きさせていただけたらなということでは考えております。

〈委員〉

据え置きというのは、どういう形ですか。

〈事務局〉

利用している方では 9 割以上の方が公共下水道になりますので、そこに価格を合わせに行こうというところが一番最善と考えていますが、今お示しさせていただいている単価でいくと、一番高いところが 250 円の公共下水道の単価になっていますので、全体的に 6% 程度上げるとすると、この一番上の 250 円の単価も同じように 6% 上げざるを得なくなるので、一番上のこの単価は上げずに据え置きをさせていただけたらと思っております。それでも平和の農集の大口事業者の方にとってはかなり大きな改定になりますので、そこは丁寧に説明する必要があると考えております。

〈委員〉

今おっしゃられたことが理解しにくいのもう一度整理したいのですが、平和町の農業集落排水の方々などの排水に関しては、公共下水道に統一で料金体系を作っていくけど実質そのお金で集金されるようになるのは公共下水道に編入した後、つまりは編入されるまでは現行の料金体系のままという認識でよろしいですか。

〈事務局〉

そこを含めてご審議いただきたいです。公平性という意味では、汚水処理にかかる費用は農業集落排水や公共下水もそんなに大きく変わらないので、今考えているのは一箇所ずつ編入のタイミングで料金を変えていくのではなく、基本的には今後の編入を見据えて一度に単価統一をしたいと思っております。

今おっしゃられたように編入する毎に農集の料金から公共下水の料金に一箇所ずつ変えるという方法もありますが、今回全ての方を一度に同じ単価に統一していきたいという確認もさせていただき、了承が得られればその方向で進みたいと思っております。

〈委員〉

ただ今のお話でいくと公共下水道に編入した方が得なら農業集落排水の方々も早く公共下水道に編入しようという努力に対して賛同され、その推進にはなると思うんですが、もし公共下水道の方がかなり高くなるようだったら賛同が得られにくいですね。今のお話でいくと、公共下水道に編入される前の段階の農業集落排水とかコミュニティプラントの料金

ってというのは、編入の時に一箇所ずつ公共下水道になるのではなく最初の編入の前から公共下水道並の料金に統一するのか、もしくはそれに対してもう少し激変緩和策として、何か経過措置を講ずるのかということを審議してほしいということでしょうか。

〈事務局〉

そうです。激変緩和策も場合によっては必要な場合もあるかもしれませんが、最終的に編入するかしないかは、お客様にとって、タイミングが選べるわけではなく、稲沢市が保有する農業集落排水等の11施設の浄化センターについて、今後市だけの予算では大きな改築等がなかなかできないので、1箇所ずつ公共下水道につないでいくという計画を立てています。

〈委員〉

そこ（どちらの事業がよいか）はもう何も言えないですか。

〈事務局〉

そうです。正直なところ、使っている方には農業集落排水でも公共下水でも汚水を流すということでは大きな違いはないですが、元々、国庫補助金に関し、各省庁の予算が違いますので、この様な形で運営していました。前回にもお話をさせていただいた部分で、1市2町が合併した時にどこに力を入れて整備していたかというところで、平和町は特に農業集落排水に力を入れてましたので、公共下水道が少なかったのですが、今後は広域化、効率化という観点から公共下水道の方に編入していこうというふうに考えています。令和11年に最初の地区をまず編入していきますので、そのタイミングで全ての下水道事業の料金を統一したいと考えているのが、まずスタートです。そうすると大きな影響を受ける事業者もあるので、こういった形で統一していくかというところを今回の議題に挙げさせていただいています。

〈委員〉

編入前から公共下水道の基本料金に変更していくということが事務局としての方向性ですか。

〈事務局〉

そうです。市町合併した際にも数年経ったら各下水道事業の使用料統一なども考えていきますということは、議会等でもお話をさせていただいてまして、特にコミュニティプラントについては、もともと一般家庭はかなり高めの料金設定になっていますので、公平性という部分では、平和町の方から、これまでも高いというお話しいただいてたところですが、今回を機に、全て一本化をさせていただき、分かりやすく、公平性を保っていきたいと思っております。

〈委員〉

先ほどの委員の質問と同じ関連ですが、例えば単純に受益者の方からしてみれば、公平性ということを課長がおっしゃっていたが、公共に編入して上がる人から見れば、編入してから上げてくれればいいじゃないか。逆に下がる場合は、早く編入してほしいというのが単純

な意見なんです。

その場合、特に大口事業者は、件数は少ないとおっしゃったが、どうやって説明するのか。私はその立場になったら、非常に説得しづらいと思う。例えば、農集の施設が老朽化しているとかあれば、一つの理由として説得できる材料になるかなと思うんですが。

〈事務局〉

実際、汚水処理にかかっている原価というのは、ほとんど変わってないので、正直、農業集落排水の場合は今までの料金設定が多少安めで、合併の時にそこは整理しきれてなかった部分です。公共下水道に比べて安めの設定のまま合併してしまったというところはあるので、合併以降、20年ぐらい経ちますので、ここで今、見直して行きたいとは思っています。ただ説明の仕方は、委員がおっしゃるように、なかなか簡単ではないと考えております。

〈委員〉

大口の事業者で、自分の所で処理施設を作るとその採算はどうか。

〈事務局〉

これまで、公共下水道の大口事業者でたくさん使われる方についても、減額はなく料金を支払われていますので、病院系の事業者の方に関しては、(独自の処理施設の採算等について) お話をしてみないと分からないです。

他への影響が大きいので減額するのは難しいと思っていますが、どちらにしましても、今回、事業を統合して行くという意味でいくと、同じタイミングで全てを統一しないと、その後は、1箇所ずつ農業集落排水を編入していくときに、うちの地区は賛同できないという話が出てきかねませんので、そこは一律に同じタイミングで、1つの料金体系にしていくのが一番適切とは思っています。

〈委員〉

平和は、日光川上流浄化センターより南にあたるものが、そこにつながるのか、あるいはポンプアップして持っていくのか教えてください。

〈事務局〉

その辺を今1箇所ずつ検討し始めており、長い距離をポンプアップで持っていく必要があるところもあれば、すぐ近くに下水道の幹線がきており、そこに接続するだけで済むところもあります。例えば、天池地区は農業集落排水ですが、すぐそばまで公共下水道の幹線が来ていますので、そういう状況のところは割と安い経費で接続は可能だと思います。地区によっては長い距離をポンプアップで持っていくといけない地区もありますが、それでも浄化センターを稲沢市で改築していくよりは効率的ですので、統合を進め経済的、持続的に公共下水道事業を運営して行こうと思っています。

〈委員〉

まず、基準外繰入れといったものをなくしていくという、この方針は多分、市民の方も理解は得られると思います。あと、基本水量について廃止していくというような方向性についても、多分理解は得られると思います。

一方で、大口に対しての配慮をどこまで考えるのかについては、これは経営判断になるので、少量排水者への配慮と大口排水者への配慮、例えば逡増度であるとか、そういったものでしっかり説明して行くことが必要だとは思いますが。

また、農業集落排水は、これまでどうして安いままだったのかとか、これから料金が上がってどういうメリットがあるのか。一方でコミュニティプラントについては、なぜこれまでこのような形で高かったのか。これを統一したときに、料金が下がりますが、安くなっても、どうやって維持管理していくのか、基本的には、他のところで支えていくということになると思うのですが、それをどう説明できるんだろうかと考えたときに、とても難しいなと思います。例えば農業集落排水のメリットとか、あるいはコミュニティプラントがなぜ高いままだったのか、先ほども話が出たと思いますが、その説明はどこまできちんとできるのかというのを少しお聞きしたいです。

〈事務局〉

理解が得られる説明ができるかという点、少し難しい部分もあります。例えば、コミュニティプラントは特にです。平和町の時代に、地元さんが使っていた集中浄化槽を平和町が手を入れて市の管理にしたというような経緯も過去からうかがっていますので、どこまで条件のお話だったかはわかりませんが、維持管理していく上で、それなりに管理できる費用をいただくという形の料金設定をされたのかなと思います。そこは合併時に解消しきれなかった部分だと思います。平和町は農業集落排水に力を入れていて、公共下水道が逆に限られた区域でしたので、公共下水道の単価は合併時にある程度稲沢にすり合わせをさせていただきました。

そこで大きな問題は発生せずに受け入れていただいたんですが、農業集落排水の方は平和町の利用者の割合が多かったのでその費用を急激に上げるというところまではテコ入れができなかったというふうに認識しています。1市2町、様々な経緯があり、それを合併の時だけの議論ですり合わせができなかったものをここまで引っ張ってきています。

農業集落排水も、ここまでお話をさせていただいている使用料単価 150 円は、国が定めている状況ではありますが、変わりありません。

今までが公共下水道に比べ割と安めに設定されていたというところかと思います。言い方に語弊があるといけませんし、住民の方には説明が難しく、説明の仕方はもう少し考えていきたいとは思いますが、1度のタイミングで統一させていただければ、編入ごとに上げていく必要もなくなります。

先送りすると編入の進め方自体が大丈夫なのかと思いますので、一律に統一したいと思っています。経過措置的なところは全く考える余地がないかというところではないと思いますが、そこも非常に難しいとは思っています。

〈委員〉

使った水を排水するというサービスからすると一緒なので、これだけ使ったらどこのエリアであっても稲沢市内では単価が同じがいいよねという考え方と、そもそもそれを処

理する装置が違うので装置によってお金は変わりますよねっていう考え方があると思うんです。料金一緒にしたからといって装置が一緒になるわけではないじゃないですか。

ちょっと勝手なことを言っているかもしれませんが、例えば事業統合を進めていけばスケールメリット的なところでしっかりと将来にわたって安定的に運営できるんですよとか施設整備とともに経営面の両方もきちんとリンクをさせた形で皆さんにご理解いただくというところがとても大切な気がします。

一方で少し極端な言い方をしてしまいますが、今までは全体が基準外という形でいわゆる毎年毎年の赤字に相当する部分を一般会計の方から補填をしていただいていたというような状況なので、料金設定をしっかりと考えないといけないというようなところは、多分皆さんご理解いただけると思うんですが、それをどうみんなで負担していくのかということだと思います。これまでも一般会計等々からの支援があったところで、運営は難しかったと思います。農業集落排水が、例えば一般会計からの繰入れがより多く入っていたということは示せないですね。

〈事務局〉

現実的にはそういうお話です。使用料的には、農業集落排水は使用料単価がかなり低いのでその分の差額の割合が大きく、一般会計の負担割合は公共下水道よりも大きい状況にあります。資料 P3 の中段の農業集落排水を見ていただくと使用料単価が記載してあります。

〈委員〉

能登半島の地震を受けて、必ずしも下水道の整備率を上げるという考え方からは国土交通省の方も少し考え方が柔軟になってきていると思いますが、遠い将来を考えたときに施設のところで統廃合が進み、みんな同じ事業になっていくような方向性であれば、排水した量に対しての単価はみんな一緒にしないといけないよねというようなところは、少しご理解いただけそうな感じはするんですけど。

〈事務局〉

おっしゃられるとおりです。

現時点での計画は、まだいくつかの農業集落排水事業が残りますが、最終的には全て公共下水道に編入していくのが一番効率的でありますし、安全安心かなと思います。今のところ、管渠自体は耐用年数の 50 年までは経過していなくて、まだ割と新しいので、そういった面では計画的に老朽化対策していけば、急にお金がないという状況ではありません。ただし、処理場の施設自体は耐用年数も短いので、耐用年数に達するまでに計画的に 1 カ所ずつ統廃合していきたいという思いです。

〈委員〉

農業集落排水とコミュニティ・プラントとを統一化するとか、つまり公共下水道はちょっと置いておいて、まずは農業集落排水関連のところだけを統一化するのはどうですか。

〈事務局〉

規模が個々の地域で点在してまして、1回目の資料ではお示ししていますが、浄化センターを再編するというのは、さらにハードルが高いと思っております。

〈委員〉

公平性という意味で、農業集落排水事業のみでの料金的な部分のことです。

全部（公下、農集、コミプラ）一緒にするという方向でもいいですが、各事業でかなり料金差があり、大口事業者がかなり影響が出るとのことですよね。例えば工場、病院とかが月に10万円とか増えると年間100万円以上増えるんですね。

〈事務局〉

資料3ページの表でいきますと、使用料単価公共下水は141.4円を150円に上げようという議論をさせていただいていますが、農業集落排水でこの150円に近づこうとすると124.4円を150円にするということになり、全体で約20%アップとなります。

一般の方の値上げ幅は公共下水道に統一した場合と比べてそこまで極端には変わらないと思います。ただ、あくまで試算のため参考です。

〈委員〉

農業集落排水の方は124円から150円は上げ幅が大きいので、一旦140円ぐらいまで2段階で統一するのはどうですか。どちらにしても、コミュニティプラントは、ちょっと分からないですし、公共下水道と上がり幅が違うかもしれませんが、上がっていくのは上がっていく方向になると思います。またこれは日本的だと思いますが、5年後ぐらいにまた2段階ぐらいで上げるとか10年ぐらいかけて最終的に統一化していくみたいな手法もどうかと思いました。

ただ、ちゃんと説明して、納得していただけるのかどうかは分かりませんが、それを努力していただいて、一回で統一するのが良いと思います。

〈委員〉

合併してから20年経つのですか。

〈事務局〉

はい、そうです。

〈委員〉

平成17年に合併してから、いつかはこういう方向へ行きたいとおっしゃってこられたわけですね。

〈事務局〉

そうです。公共下水道も整備途中で、どこに終着させるかというところが全く読めなかったもので、それぞれの市町がバラバラの状態です。スタートしていますし、ある程度整備に目処がついてきた段階で、統一を視野に入れてというようなことは、当時は明確ではなかったと思いますが、議会の場等でも何度か話をさせていただいていると認識しています。実際、いつとは明言はしていないので、現状でいきますと、公共下水道の方も割と大きな面整備がほぼ区切りがつき始めており、全国的な物価高騰等もあり、他の自治体も含めてちょうど使用料

の見直しをさせていただいている段階です。また、農業集落排水を編入していこうというタイミングがちょうどきていますので、大きく見直せるものであれば、今回を機に一旦は、一度で統一を図りたいというふうには思っていますが、段階的にというところも、全く考えられないという訳ではないです。

まずは、同じタイミングで統一できれば、その後の統廃合が順調に進められる部分もあり、今回の提案となっております。そのためにご審議いただいております。同じタイミングで統一すると決めてるわけではないので、他の案（段階的等）も含めて、次回またご提案させていただければと思います。

本日、複数の委員の方から話をいただき、段階で料金を上げる手法もありますし、編入する毎に、順次変更していくというようなアイデアもいただきました。ただ、今のところ、私どもとしては同じタイミングで一括でやりたいという思いはあります。

先ほどお話ししたように、農業集落排水も国が示すところを目指そうと思うと、同じ使用料単価になってくるので、同じタイミングで一括で統一したいというのが一番の希望ではありますが、いろいろなご意見をいただいたので、違う手法も少し検討してみたいと考えています。

タイミング、単価設定等他の案も考えていきたいと思っています。

〈委員〉

単価の統一は分かったが、公共下水道へつなぐ計画は持っているのか。というのは、私は平和の農集の一員で、合併する前から施設の老朽化に伴って、自分たちの組合で負担しなければいけないから早く市へ移管してほしいとみんなが言っていた。

その結果、市の方へ移管していただいた。これはまだ強い意識があるものだから、じゃあ単価は統一しましょう、じゃあこの施設は何年後に編入しますという具体的なものがあればより説得力があると思います。

〈事務局〉

前回からもお話しさせていただいて、今のところ、6施設は何年度に編入していくというタイミングはきちんと計画を持っています。

〈委員〉

資料8ページでいくと、②の150円を目指していくのと基準外繰入金を削減する方向で料金を設定していくということは結論として良いと思います。③の基本水量制についても、委員の皆さん良いと思います。

統一のタイミングも、基本的には一回で済んだ方が良いと思います。何年後かに話し合っただけと言っても、状況が変化したりして議論ができなくなる場合もあるので、基本的には一律にしていくということだと思います。ただ、タイミングをどうするかは、ご意見いただいたこともありますので、もう一度ご検討いただきたいと思います。あと、大口事業者については、説明力をなんとか上げて頂く必要があると思います。

〈委員〉

公共下水道にも大口事業者の方は、いるんですか。

〈事務局〉

はい、います。

〈委員〉

その方は、その金額で支払われているんですか。

〈事務局〉

そうです。最大の方で2か月の排水量は約2万1,000 m³で、金額としては1年で約3,000万円程度となります。

〈委員〉

繊維系の工場ですか。

〈事務局〉

大口の小売業です。

〈委員〉

今日はここまで決めて、パターンについてはまた次回ということで良いですか。

〈事務局〉

はい。次回は、もう少し突っ込んだパターンをご用意させていただきたいと思っています。

〈委員〉

また、しっかり資料を読んできていただいて、もともとの料金体系が違うので、どこかの地区が下がって、どこかの地区が上がるということがありますので、どのパターンもなかなか難しいと思います。それらを含めて、ご検討いただければと思います。

〈事務局〉

今日いただいたお話で、また検討できる部分はさせていただきたいと思っています。

3 その他

- ・次回の審議会の日程調整を報告。

4 閉会